

福岡市差別解消条例を通して関係者がつながる好機

教育現場に合理的配慮の保障を

福岡市子ども家庭支援センター「はぐはぐ」所長 河浦龍生



筆者プロフィール

社会福祉士、福岡市子ども家庭支援(はぐはぐ)センター長
佐賀市要保護児童対策地域協議会スーパーバイザー
福岡大学法学部卒後 1974 年福岡市役所入庁。1996 年から福岡市
児童相談所児童福祉司として勤務。2009 年福岡市こども総合相談
センター緊急支援課長となり、2016 年退職。退職までの19年間は主に子ども虐待の対応を行う。

子ども家庭支援センターの相談から

～発達特徴を有する親子・家族の苦悩 —インクルーシブ地域子育て支援へのチャレンジ～

「はぐはぐ」には様々な発達特徴を有する子どもや親たちが相談に訪れます。

- 学校で、対人関係の困難さが「迫害体験」としてトラウマになり苦しんでいる子ども
- 感覚過敏があるために学校生活そのものが強いストレスになる子ども
- 想像力の乏しさや言葉でのコミュニケーションが困難なために友だちとのトラブルや授業中にパニックになる子ども
- それらの困難を理解されず教師による一方的な注意叱責が繰り返される「教育虐待」を受け不適応を起こす子ども。
- それらの発達特徴が引き起こす困難によってストレスフルになった子どもはそのストレスを親にぶつけ、その対応に親も疲弊し、子への拒否感や生理的拒否感となって悪循環となり、その結果、親への暴言暴力、自傷他害等で、家族中が苦しむ

発達特徴を有する子どもたちはこのように苦しい思いをし、家族をも巻き込んで困難の渦中に入り、はぐはぐに救いを求めてやってくるのです。

前号（おたより Vol17 号）で書いたことの繰り返しになりますが、**発達障害者支援法**では「一切の社会的障壁を取り除く」とされています。つまり学校では子どもの支援計画を作成しながら、学校生活のしづらさを取り除くことです。さらに**障害者権利条約**を受けて文科省は教育内容の合理的配慮として

- 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、習慣を身に付けられるよう支援

- 適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする
- 学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める

等としています。

権利条約では「合理的配慮がなされないときは差別とする」と規定されています。

福岡市にも差別解消条例ができた今こそ、義務教育の場での望ましい支援の在り方について、学校、教職員、行政、家庭、支援機関、地域が、条例を通してつながる好機とし、一体となって環境の改善に努める時だと思えます。

1. 発達特徴を有する親子・家族の苦悩

社会不適応は学校から始まる～学校生活のしづらさと迫害体験～

「はぐはぐ」では、発達特徴を有する子ども達の、学校現場での不適応や家庭での不適応、親子関係不調の相談が続いています。学校でのきつさや混乱を理解されず、叱責される、出来ないことを強いられる、対人関係の困難が「迫害体験」となって心的外傷（以下トラウマ）となります。トラウマの症状を抱えながら、苦痛で混乱したり自分を責めたり不安と恐怖で苦しみます。

感覚過敏があると、学校生活そのものが強いストレスとなります。

クラス内のざわざわ、大声での騒ぎがきつくなります。朝、校門までは行けるのですが、運動場の集団での騒ぎがきつくてそれ以上は行けません。先生の大声の叱責、怒鳴り声はとてもきつく感じられます。友人が叱られていても、自分のことのように感じられてきつくなります。

給食室近くの教室で、流れてくる給食の匂いがきつくて早く帰宅する子どもがいました。「長く学校に居ることができない子」と理解されており、長いあいだ給食室の匂いの問題と気付かれませんでした。先生の「香水」の匂いが嫌だと先生を強く押した子どももいました。突然の暴力と受け止められ、激しく叱責されました。眼鏡の匂いが嫌だと眼鏡屋さんの前を通れない、クラスの友人の匂いが嫌だと子どももいました。

「三角食べ」が出来ない子ども達も多くいます。口の中で混じることが気持ち悪いのです。他、特定の味や噛み応えが嫌で食べることができません。給食は頑張って食べようとしますが、どうしても食べるのに時間がかかります。あるクラスでは全員が食べ終わらないと遊びに行けないきまりです。早く食べても遊びに行けないことから、友人数人から文句を言われました。翌日から学校に行けなくなりました。

自分の持ち物を触られるのが嫌で、勝手に触られるとパニックになる子どもや、人が触ったものに触るのが嫌な子どももいます。不衛生や不潔を極端に嫌がる子どももいます。

想像力の乏しさや言葉でのコミュニケーションが困難です。

「あれ、それ」「ちゃんとして」等曖昧な言葉や抽象的な言葉は伝わりづらく、先生の指示が理解できていないことがあります。周囲を見て真似してやりますが、どうしてもテンポが遅くなります。独特

のマイペースさもありますので、周囲に合わせて急ぐことが苦手です。素早くする着替えが苦手ですので体育の授業がいつも遅れます。昼休みに運動場で友人と何かをして遊ぶのはいいのですが、教室で友人との雑談に入れません。会話の文脈で理解するのが苦手で、言葉どおり理解しようとします。この年齢であれば、当然、社会生活のなかで身に付けているであろう、社会の常識やルール、「暗黙の了解」も教えられないとわからないことがありますので、周囲とトラブルが起きやすくなります。

想像力の苦手さは、作文や感想文が苦手になります。作文の授業がある日は登校出来ない子どもがいました。国語の授業で、先生が物語を読み、ある場面で主人公がどのように考えたか、考えつく限りを書く授業でした。ある子どもは「わからん」とパニックになっていました。

同じく、美術の時間でも、先生が物語を読み、その場面を画く授業ですが、「画ききらん」とパニックになっている子どもがいました。算数の計算は得意でも、文章問題はとてつもなく苦手になります。ひとつの問題ができて、同様な他の問題への応用も苦手です。

学校の先生による「教育虐待」に傷つきます。

子どもの家庭での暴言や暴力等「行動問題」は学校での不応答から始まります。特に学校の発達特徴への理解は乏しく、子どもの「わがまま」「努力不足」と見てしまうことが多くあります。感覚過敏や様々な不安、指示の伝わりづらさ等への配慮のなさが、子どもの不応答状態を引き起こし、不応答状態に注意叱責が繰り返され悪循環となります。担任による自分や他児への大声の叱責がトラウマとなります。

ムズムズ君は、何か嫌な感じや、緊張不安が大きくなると「ムズムズムズする」と言います。言葉で言えずに、物を叩いたり投げたり、突然飛び出したりが起きます。ある時、本でバンバンものを叩いているので「ムズムズするのかな？」と尋ねると叩くことが収まりました。「わかってもらえている」との思いが、クールダウンに繋がるのかもしれませんが

でも、いつもは、「叩くのをやめなさい」と叱責されます。そうすると、叩くのが激しくなります。

ドキドキさんは、ドキドキだして、胸が痛くなります。怖くなってその場から立ち去りたくなります。思わず、立ち去ろうとして先生から注意を受けます。そうすると一層固まってしまい立ち去るのですが、先生からはさらに行動を起こすように叱責を受けます。

黒子さんは教室から飛び出し、校門でうずくまっていた。先生達が駆けつけ、腕をつかまれ強引に教室に連れ戻されました。その後、大人を怖がり、まったく外出ができなくなりました。なんとか親と外出するときも顔を隠し、いつも黒い服装です。

他にも、教室に入れずに強引に教室に入れられた子ども達も、同様の状態になりました。

発達特徴を有する子ども達は「真面目」ですので、ルール違反が許せなかったり、納得できないことは納得できません。部活動での顧問（担任でもあります）による連帯責任に、「納得できない」と意見を言おうとすると「口答えするのか」と叱責されて、学校に行けなくなる中学生もいました。

友人からの「いじめ」に傷つきます。

様々な苦手さから、友人から「もう遊ばない」と言われたり、「一緒に帰らない」と言われたり、「仲間はすし」にされたりすることもあります。出来ないことを非難されることもあります。他の児童が親切心で「行動を起こす」ように伝えていることが理解できず、固まります。そうすると他児か

らは何故しないのかと非難され、それが理解できない子どもは混乱して泣き出します。表情や態度などから言葉を理解することができず、字義どおり受け止めますので、悪気のない言葉や冗談、いじりがトラウマになります。掃除の時間に掃除をせず、突っ立っている子どもに「何をしているの」と友人から聞かれ、「息をしている」と答え、「馬鹿にしている」と強く批判を受けた子どももいました。いろんな状況に臨機応変な対応や、受け流す、聞き流すことができませんので、傷つき苦しみます。

苦手さや出来なさを茶化し、はやし立てられることもあります。友人への対人恐怖から教室に入れなくなります。仲がいい友人が一人でもいると違いますが、その友人に固執したり執着したりすることもありますので、友人との仲はうまくいきません。

発達特徴を有する子ども達にとって、トラウマは最大の増悪因子です。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）との診断で、長期入院した中学生がいました。いじめで不登校気味になり、担任に相談しましたが「そのくらい（担任はいじめでなく、仲良しのいじりと認識していました）で休んでどうする。世の中はもっと厳しいぞ」と担任から「叱責された」と受け止め、いじめと担任の叱責がトラウマとなり、不登校となりました。震えや発熱、吐き気、腹痛の身体症状もありました。入院中に親と外出して自宅に戻る時も、学校の近くになると怖くて震えます。トラウマの恐ろしさを思い知った事例でした。

発達特徴がある子ども達はピュアで繊細です。だからこそ傷つきやすく、トラウマになりやすいと思います。トラウマの症状はいくつかありますが、一番苦しめるのは侵入症状です。侵入症状とは過去のトラウマ場面が再現されることです。そして、その反応としてパニックになります。パニックの反応も3つあって、攻撃的になる、その場から逃げる、固まるとなりますが、いずれもパニック反応です。

その他にも、回避症状があり、恐怖の対象から回避しようとしみます。不登校とは、結局トラウマの回避症状ではないかと思ってしまう。

さらに、自己や対人関係で認知の歪みが起きますが、特に被害的認知が強まり、「被害妄想」と思われます。さらに、常に過覚醒状態にあり、睡眠や自律神経失調状態にもなります。

それらの子どもへの支援で大事なものは、まずは、安心安全な環境整備です。そして重要なことは、トラウマについての心理教育です。本人はなぜこのような状態になるかわかりません。他害をしてしまう、自分を傷つけてしまう、親から叱られてもやってしまう自分を「自分はダメだ」と思い込み、自分を責め続けます。これはらトラウマによるものだと説明し「決してあなたは悪くない」と伝えることで、子どもは自分の「心の怪我」を認識し、克服しようとの方向に歩み出せます。その理解がないまま、トラウマ反応を自分の意思のみで我慢させることは、困難でうまくできません。結局「自分はダメだ」を強化してしまいます。

安心安全の環境整備がないと、対人恐怖が「全般性不安障がい」に悪化します。

学校での教育虐待や迫害体験が、先生や友人への対人恐怖となり、学校に行けないとなりますが、トラウマそのものが本人にとっては重度であり、その後も安心安全が損なわれ続けると、状態が悪化し外出が出来なくなる、いろんな人に会えなくなるようなことが起きます。対人恐怖から学校全体、社会全体への「全般性不安障がい」へ悪化し、パニック障がいにもなります。外出できず家に閉じこもり、自

分を癒せるもの、不安を忘れさせてくれるものに過度にのめり込みます。親は心配し、病院の受診を勧めますが、根底にある不信と不安で子どもは行きたがりません。親も不安になってしまいます。

強い不安症状に親も子どもも苦しみ、親子関係の不調を生み出します。

発達特徴がある子ども達は、学校でのきつさを感じても、登校して学校で頑張ります。むしろ、クラスでリーダーシップをとり、先生から頼られることもあります。そのストレスを家に持ち込むのですが、ストレスフル状態を理解できない親の関わりには、子どもの暴言暴力として現れることがあります。親が担任に相談すると、担任は「二重人格ですか」と驚愕します。

親は幼いころから「育てやすい」と思っていた我が子が、内面ではストレスを抱えており、そのためある時期からかんしゃくを起こし、だんだんひどくなってくると、その対応にへとへとになります。子ども発達特徴が理解されないまま、叱責など繰り返されれば、物を投げるなどの「行動問題」はいっそう悪化し、悪循環となります。そのような状態が長期間続くと親も身も心も疲弊します。子どもへの怒りも抱え、一緒に居たくない拒否感を抱き、さらには生理的拒否感をも抱え込みます。子どもは親の状況を敏感に感じ、しがみつくように暴言暴力を繰り返し、自分の怒りを親にぶつけ、母が泣いていると「嬉しい気持ちになる」と言う子もいました。

このような状態になると、父の激しい叱責や体罰などを誘発し、一層親子関係は不調となります。これらは情緒障がいという二次的問題を引き起こしています。それは結局のところ、子ども虐待と同様に、不適切な関わりが子どもにトラウマとアタッチメント(親子の心理的絆)問題を抱えさせることです。いずれも、根っこはアタッチメント問題です。そして、適切なケアがなければ自傷他害となり、さらにケアがなければ将来の虐待の世代間連鎖に繋がりが家族の問題となります。

2. 発達特徴や障がいのある子ども達をも包み込む地域子育て支援が必要

これらの親子や家族には、地域での支援が必要です。

医療や福祉の専門的支援も必要ですが、それだけでなく、親のレスパイトや子どもと少し距離をとれる、親子それぞれの別の居場所や、地域の様々な人々が子どもや親へ繋がり、様々多様な支援が必要だと思います。地域の中に、子どもが安心して過ごせる場所や子どもが信頼して心を開放できる大人がいる場所などがあれば、親のレスパイトになります。地域子育て支援施策としての「ショートステイ」や「一時預かり」、「こども広場」など、身近な場所で様々な相談ができる地域子育て支援が重要です。

少子化は日本社会が直面している重大な問題です。1.57 ショック(合計特殊出生率)といわれた平成元年からも、様々な取り組みがされてきましたが、少子・高齢化、人口減少が加速しています。少子化対策でなく、子育て支援と働き方改革が大きな柱で進められていますが、十分ではありません。人生早期からの社会の関わりこそが、健全な子育てになるとの報告があります(OECD スタートイングストロング報告 2012)。今、日本は「社会全体ですべての子どもを育もう」(新しい社会的養育ビジョン 2017)との方向を示しています。幼稚園や保育園、様々な学校を拠点とする子育て支援と、それらの所属がない子ども達の地域子育て支援が、いろんな障がいや発達特徴を有する子ども達を包摂したインクルーシブ地域子育て支援となる必要があります。そして、同時にそれらの拠点から「排除」された子ども達の地域子育て支援が必要です。

地域の支援者や当事者が高齢者施設や公民館を借り、子ども達の居場所を創りたいとの願いを実現された方々もいます。親子で集いながら、いろんな行事や遊びをしています。子ども達自身の交流や親自身の語りの場でもあります。その他の専門職など様々な人々の繋がりになることも必要ですし、学習の支援もできるといいと思います。このような、子ども達の居場所や活動の場が地域に必要です。

なによりも、当事者自らが「立ち上がる」ところに大きな意味があります。当事者自身のセルフケアやセルフサポートを地域が応援し、当事者が支援者になることが重要です。そのような地域の醸成に向けて、社会福祉協議会には、ボランティアの育成や支援を行うボランティアセンターだけでなく、セルフヘルプグループの育成や支援を行う「セルフヘルプ支援センター」を創っていただきたいと思ひます。

地域子育て支援から共生社会へのチャレンジ

日本は共生社会を目指しています。共生社会とは「国民皆で、子どもや若者を育成・支援し、年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる社会」です。共生が最も必要なのは、障がいや発達特徴を持つ人で、社会の様々な障壁のなかで「生活障がい」になろうとしている人々です。共生社会を創っていくためには、「制度・分野の縦割りや支え手・受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が、我が事として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を越えて丸ごと」（厚労省 2019）繋がる必要があります。

「子ども自身の交流、子育てする親のとしての交流、一人の人間としての交流、地域住民としての交流、社会が支えるお互いさまの関係」（厚労省 2019）です。共生社会へのチャレンジとして、いろんな障がいや発達特徴を抱えている子どもたちも包摂できる居場所が必要です。親同士が繋がりあう、地域の人々と繋がりあう、教育・福祉とも繋がる居場所です。

その為には、私達自身が、日々の社会生活のなかで、様々な「偏見と差別、排除」と闘わなければなりません。さらに、行政・教育のこれまた様々な現状への無知・無理解、停滞や歪みと闘わなければなりません。それは這いつくばるような実践で、様々な困難から無力感や絶望感で心が折れそうにもなります。それでも、私達は仲間と共に前に進まなければなりません。これら日々の実践と活動がなければ、共生社会は「ただの理想」にすぎなくなってしまうのではないかと思うからです。

編集部より おたより Vol 18 を作成するにあたって 参考図書等



発行：株式会社 学研プラス
監修：東京大学教養教育高度化機構 井筒節
EMPOWER Project 飯山智史・町田紘太

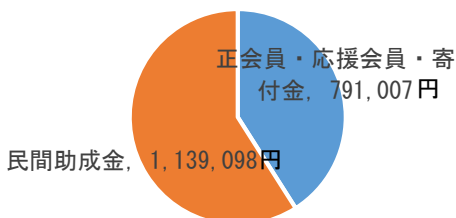


作：ふじいかつのり
発行者：汐文社

- NHK ハートネット
ゼロから知りたい障害者権利条約
- NHKfor School
アクティブ10 公民とは
- 福岡市ホームページ
- 国土交通省 総合政策局
安心生活政策障害課
障害ってどこにあるの？
こころと社会のバリアフリーハンドブック

令和3年度 事業と会計のご報告

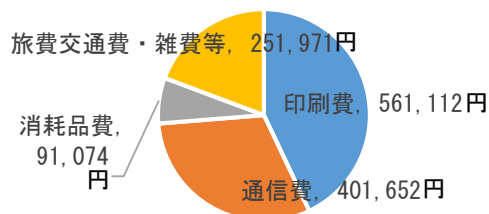
1. 収入



1. 収入

正会員、応援会員会費、寄付金を合わせて計上しています。令和3年度もたくさんの方々にご支援いただいで心から感謝申し上げます。民間助成金は、複数の団体から受けることができ、活動に役立たせていただいています。

2. 活動のための支出



2. 支出と事業の報告

- コロナ感染症の不安の中、リモート等を活用した会議や研修を活用しました。
- おたよりを2回発行。16号では強度行動障がい者と家族の暮らしの現状を知るためWEBアンケートを実施、集計結果を掲載、17号では相談支援について取材記事や寄稿を掲載しました。
- 福岡市障がい者差別をなくす会で差別体験アンケートを実施・集計等を行いなくす会の一員として他団体と協働を続けています。
- 福岡市障がい者等地域生活支援協議会は対面会議は1回のみ、書面会議も1回でした。福岡県肢連の役員会も2回のみ実施でした。

■決算報告 単位：円

通常の活動で得た収益	1,930,105
通常の活動で使った費用	1,601,279
差引収支	328,826
活動以外の収益	126
昨年度の繰越金	1,401,167
今期の正味財産額	1,730,119

■貸借対照表 単位：円

現金・預金	1,436,349
貯蔵品	180,800
固定資産	112,970
負債	0
前期繰越正味財産額	1,401,167
当期正味財産増減額	328,952
負債及び正味財産額	1,370,119

■ご支援のお願い

当会は助成金と皆さまからの応援会員会費・ご寄付等で運営しています。これからも障がいのある人の幸せを願って活動します。ご支援をよろしくお願い申し上げます。

■応援会員 (3,000円/年) 以上の任意の額

■ご寄付 (いくらからでも結構です)

○お振込み先

・ゆうちょ銀行	口座番号 17420-67362471
・福岡銀行	藤崎支店 普通預金 1548051
・西日本シティ銀行	港町支店 3028564
□座名義 (どれも)	トクビ ショウガイシャヨリヨイクラシネット

認定NPO法人への寄付金の控除について

1. 個人が寄附した場合

個人が、認定NPO法人等に寄附をした場合には、所得税の寄附金控除が受けられます。寄附金控除には、所得控除と税額控除の2つの方法があり、どちらか有利な方法を選択することができます。

2. 法人が寄附した場合

法人が、認定NPO法人等に寄附をした場合には、法人税の寄附金控除が受けられます。一般の寄附金に係る損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられています。

3. 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続または遺贈により財産を取得した人が、その取得した財産を相続税の申告期間までに、認定NPO法人に寄附した場合、その寄附をした財産は非課税財産として、相続税の計算から除かれます。



この冊子は赤い羽根共同募金配分金事業で作成しました

認定NPO法人 障がい者より良い暮らしネット

810-0062 福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ 4F

TEL 090-7392-1000 TEL/FAX 092-741-7033

Mail yoriyoikurasi@gmail.com

HP yoriyoikurasi.net

FB <https://www.facebook.com/yoriyoikurasi/>

より良い暮らし

検索